

教職課程に関する情報公開

6. 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組みに関すること。（施行規則第22条の6第6号）

1) 学生による授業評価

「教職に関わる科目」「栄養に係る教育に関する科目」「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」について、学生による授業評価アンケートを毎年・毎学期に実施している。各科目担当教員は、授業評価アンケートの結果を受け、担当科目の授業を振り返り、どのように授業改善を行っていくかをまとめ「意見と総括」を作成する。また、この結果を「授業評価アンケート結果報告書」として、学生に公開している。このサイクルにより、継続して授業改善に努め、教育の質の向上をはかっている。

2) 現職教員や教員経験者との連携による授業運営

「教職に関する科目」の一部は教員経験のある専任教員が担当し、「栄養に係る教育に関する科目」及び「栄養教育実習指導」など実践的な内容が重要となる科目は、栄養教員経験者に非常勤講師として科目担当を委嘱している。また「教職実践演習」においては、給食センターでの見学を実施し、現職の栄養教員から実際の業務について指導を受けている。